

佐賀県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年四月二十四日から平成二十四年五月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六四号	三養基郡みやき町大字市武字一本松一 四〇一番三〇地先から 三養基郡みやき町大字西島字一本柳一 二七六番四地先まで	平成二四・四・二四
県道 坊所城島線	三養基郡みやき町大字市武字二本松一 二八八番三地先から 三養基郡みやき町大字市武字一本松一 四九二番一地先まで	"